

**“今年冬及び春季の高病原性 AI 発生の可能性は高く”
-2012 年対比で 2013 年の低病原性 AI 検出件数は 50.5%増加-**

(2014 年 1 月 16 日 12 時 00 分付け 農林畜産食品部プレスリリース)

出典 URL:

http://www.maf.go.kr/list.jsp?&newsid=155445234§ion_id=b_sec_1&pageNo=2&year=2014&listcnt=10&board_kind=C&board_skin_id=C3&depth=1&division=B&group_id=3&menu_id=1125&reference=2&parent_code=3&popup_yn=N&tab_yn=N

(暫定仮訳)

〈要 約〉

- 野生の渡り鳥及び家禽農家(伝統市場を含む)を対象に毎年実施する「鳥インフルエンザ(AI)常時モニタリング検査」の結果, 高病原性 AI (抗原及び抗体)は非検出, ただし, 低病原性が前年に比べ 50.5%増加
 - また, 最近, 高病原性 AI が発生した中国(2013. 12. 21., 2014. 1. 2.), ベトナム(2014. 1. 9.), 豪州(2012. 11. 9. 発生以後, 2013. 10. 22.)から我が国への野生の渡り鳥の流入(冬及び夏に来る渡り鳥)が予想され, 今年冬及び春に国内で AI 発生の可能性が高くなっている
 - * 2012/2013 年対比で低病原性 AI 検出件数全体は 50.5%増加:特に家禽農場(伝統市場を含む)は 77.9%増加(240→427)増加し, これは畜舎消毒及び出入り者の統制不十分など遮断防疫をおろそかにしたことによると推定される
- AI 遮断防疫のために AI ウイルスの国内流入可能経路別モニタリング等の早期警報システム(Early-Warning)の運営, 家禽農家防疫意識向上のための常時点検強化, 農家中心の自律防疫意識育成のための点検も強化する計画
- 我が国は 2011 年 5 月以後, 追加発生がなく AI 清浄国の地位を回復したが, これを維持するために家禽農家の自律的な防疫活動が重要
 - 毎週 1 回以上の農場消毒, 畜舎間移動時の靴の履き替え等を要請

- 農林畜産食品部(イ・ドンピル長官)は, 野生の渡り鳥及び家禽農家を対象に毎年実施する「AI 常時モニタリング検査」*の結果, 高病原性 AI (抗

原及び抗体)は非検出,ただし低病原性は前年に比べ50.5%** 増加したと明らかにした。

○また,最近,高病原性 AI が発生した中国(2013.12.21,2014.1.2),ベトナム(2014.1.9),豪州(2012.11.9 発生以後,2013.10.22)から我が国への野生の渡り鳥の流入(冬及び夏に来る渡り鳥)が予想され,今年冬及び春に国内 AI 発生の可能性が高くなっている。

* AI 常時モニタリング:年中,全国家禽農家,伝統市場,野生の渡り鳥などを対象に抗原/抗体を事前にモニターする事前検査システム(2008 年から実施)

** 2012/13 年対比の低病原性 AI 検出件数全体は 50.5%増加,特に家禽農場(伝統市場を含む)は 77.9%増加(240→427)し,これは消毒未実施,出入り者の統制不十分など遮断防疫をおろそかにしたことが原因と推定される。

□これに伴い,AI 遮断防疫のために,AI ウイルスの国内流入可能経路別集中モニタリング等の早期警報システム(Early-Warning)の運営,家禽農家防疫意識向上のための常時点検強化,農家中心の自律防疫意識育成のための点検も強化する計画だと明らかにした

○特に,2014 年の AI 常時モニタリング検査のうち,伝統市場に対する検査を約 20%(2.8 千件→3.3 千)拡大して検査を実施し,

○伝統市場で低病原性 AI 検出時は 1 ヶ月間隔で持続検査を実施すると共に,出荷農家に対する検査も約 18%(640 件→760 件)拡大して検査することにした。

○AI 特別防疫対策期間(2013 年 10 月～2014 年 5 月)中に無作為で市・郡を選定し,長官・次官(月 1 回),中央機動点検班*(週 1 回)及び農食品部現場担当官(102 人,月 2 回)によって農家の消毒・モニタリングの実態を点検し,不適切な農家に対しては過怠金を賦課するようにする予定だ。

* 中央機動点検班:24 班 48 人,農食品部と家畜疾病防疫センター関係者で構成

□農食品部は,2011 年 5 月以後追加発生がなく AI 清浄国の地位を維持しているが,AI 特別防疫対策期間(2013 年 10 月～2014 年 5 月)中の家禽農家の自律的な防疫活動が何より重要だと明らかにし,

○毎週 1 回以上の農場消毒,畜舎間移動時の靴の履き替え,外部の人や車両の出入り統制,家禽農場主の渡り鳥渡来地の出入り自制など,農家防疫規則を徹底的に遵守し,AI の疑いがある家畜を発見すると同時に直ちに家畜防疫機関に申告(1588-4060,1588-9060)するよう要請した。

野生渡り鳥[冬及び夏]等の移動経路[fly-way]

